

法人会だより

かつしかの窓

2017
Vol.367
新春



Contents

新年のご挨拶	2~3
葛飾企業人	4~5
平成28年度納税表彰者のご紹介	6
「税を考える週間」記念講演会	6
私の今岡町直	7
法人会活動レポート	8~9

葛飾税務署からのお知らせ	10~11
葛飾都税事務所からのお知らせ	12
葛飾区役所・税務課からのお知らせ	13
説明会のご案内/税務相談/編集後記	14
第7回税に関する絵はがきコンクール	15~16



新年のご挨拶



公益社団法人 葛飾法人会
会長 片岡 嘉治

明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は葛飾法人会の事業活動の各般に渡り深いご理解とご支援を賜りましたことに、衷心より厚く御礼を申し上げます。

昨年は五月に会費の値上げをお願い致しましたが、会員各位のご理解とご協力のお蔭様で滞りなく進める事が出来ました。改めて厚く御礼申し上げます。

さて、平成二十八年度は公益社団法人に移行して早くも四年度目となりました。すでに多くの公益事業を推進しているところがございます。

国政の円滑な運営に寄与する事業としては、税務・税制に関する簿記講座や申告書・決算書作成講座等を開催し、また、今年度で十九回目となる政治経済講演会を実施致しました。「法人会と区民の集い」ではロス五輪

金メダリストの森末慎二氏をお招きしての講演会、そして各地域事業部でも少年野球教室、救命講習会、健康セミナー等地域社会発展に寄与する公益事業を開催しました。会員の皆様だけでなく、会員以外の方々にも多数参加して頂きながら今後とも法人会の総事業費の半分以上を公益目的の事業の為に使用して頂き、公益法人としての社会的責任を果たす努力を引き続きして参りたいと考えております。

さて、昨年は番狂わせの一年でありました。海外では六月の国民投票で英国のEU離脱が決定、米国では十一月にドナルド・トランプ氏が次期大統領に選ばれ、お隣韓国でも大統領が弾劾されるなど予期せぬ事態が起りました。また国内を見ると、政財界では一月に日銀のマイナス金利導入、消費税率一〇%の再延期、小池新都知事の誕生等。スポーツ界では明るいところで広島東洋カープの二十五年ぶりのセリーグ制覇、残念なことでは女子レスリングの吉田沙保里選手の四連覇がなりませんでした。また自然界でも十一月の東京の初積雪等々まさかと思う現象が次から次へと生じました。

今思えば予期せぬ力が働いた因果のなせる技とはいえ今年一

年を予見するにあたっては誠に悩ましい平成二十八年であったように思います。年頭にあたり平成二十九年丁酉（ひのととり）年が会員の皆様にとって平らしく安らかく穏やかな一年であることを願っております。



葛飾税務署長

鈴木 文典

平成二十九年の年頭に当たり、葛飾法人会及び会員の皆様、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は、片岡会長をはじめとする貴会の役員並びに会員の皆様には、葛飾税務署の運営に對しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、「税に関する絵はがきコンクール」の開催、租税教室の実施など多岐にわたる会活動を通じて、正しい税知識の普及と納税道義の

高揚のための活動を続けてこられました。また、近年においては、「法人会と区民の集い」など、社会貢献活動についても積極的に推進されておられます。このような貴会の活動に對しまして、心より敬意を表しますとともに、本年も引き続き会活動が活発に推進されますことをご祈念申し上げます。

さて、平成二十八年一月からマイナンバー制度がスタートし、「所得税は平成二十八年分の申告書」から、「法人税及び消費税は平成二十八年一月一日以降に開始する事業年度等の申告書」から、個人番号・法人番号を記載していただくこととなり、税務署においてはその周知・広報を積極的に実施しているところでございます。

葛飾法人会の皆様におかれましても、番号の記載を要する税務署関係書類にマイナンバーや法人番号が確実に記載されるよう、マイナンバー制度の概要などの周知・広報活動にもお力添えを賜りますよう、よろしくお願いたします。

また、マイナンバーカードには、電子証明書が格納されていますので、e-TAXでも御利用いただけます。マイナンバーカードを利用してe-TAXで



Happy New Year



申告した場合には、本人確認書類を別途提出する必要がなく、書面提出に比べて大変便利です。ので、マイナンバー制度導入の機に、是非e-TAXを御利用いただけますよう、よろしくお願ひいたします。

結びに、葛飾法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



葛飾都税事務所長
高本 賢司

新年おめでとうございます。公益社団法人葛飾法人会の会員の皆様方には、健やかに新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

旧年中は、片岡会長を始め、法人会会員の皆様には、東京都の税務行政に對しまして深い御理解と力強い御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。また、会員の方を対象とした事業にとどまらず、「税に関する絵はがきコンクール」の開催を通じて税知識の普及に多大なご尽力をされ

ているほか、公益社団法人として地域に密着した社会貢献活動を積極的に行ってこられたことに深く敬意を表します。

さて、都は、東京が抱える課題を迅速かつ的確に解決へと導いていくと同時に、オリンピック・パラリンピックが開催される2020年とその先を見据え、東京の更なる成長を創出し、いく必要があります。そこで、都民ファーストでつくる新しい東京に向け、3つのシティ、すなわち安全・安心・元氣な「セーフシティ」、誰もがいきいきと活躍できる「ダイバーシティ」、環境先進都市、国際金融・経済都市として成長を続ける「スマートシティ」を目指した政策を展開することとしています。

私も都の税務機関といたしましては、効率的な事務運営やサービスの向上及び納税者の皆様に信頼される適正・公平な税務行政を一層推進し、都税収入を確保するとともに、税制面で都の施策を支え、全力でその使命を全うして参りたいと考えております。平成二十九年度からは個人住民税の特別徴収の徹底も始まります。これまで同様、都税に関する皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。新しい年の初めに当たり、葛

飾法人会の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝そして、御事業の繁栄を心より祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



葛飾区長
青木 克徳

明けましておめでとうございます。葛飾法人会の皆様方には、清々しい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

日頃から、片岡会長をはじめ法人会の皆様方には、税務研修会や「税に関する絵はがきコンクール」の開催など多岐にわたる活動を通じて、税務知識の普及や納税意識の高揚に向けて取り組んでおられます。また、環境や防災の大切さを知る「中川に親しむ会」の開催など社会貢献活動についても積極的に推進されており、皆様方の熱意とご努力に對しまして、厚く御礼申し上げます。

中小企業や商店街が集積する葛飾区において、地域産業の活性化が区全体の活気につなが

てまいります。私は、本年も融資制度や就労支援対策などを引き続き実施するほか、「町工場見本市」をさらに内容を充実して開催し、区内製造業の販路開拓や総合的な企業体質強化を図ってまいります。また、国内外から多くの観光客に区を訪れていただくため、「寅さん」「こち亀」「キャプテン翼」などのキャラクターをさらに活用し、昨年「かつしか観光大使」に就任いただいたLilicoさんと川畑要さんとともに区の魅力を様々な機会でご発信してまいります。

そして、少子高齢化社会を迎え、安心して子どもを産み育てる環境の整備についてもとても大切と考え、「保育所等の設置」や「多子世帯への経済的支援」などの子育て環境の充実を進めます。

また、高齢者が健康で元気に活動できるまちづくりなど、子どもたち、働く世代、高齢者の方々と、全ての世代が暮らしやすいまちを皆様方とともに創ってまいりますので、よろしくお願ひいたします。

結びに、葛飾法人会の益々のご発展と会員並びにご家族の皆様方のご多幸を心からお祈り申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

第4回

葛飾
企業人

KATSUSHIKA
BUSINESS PERSON



お客様には
いつも等しく優しく

森永タクシー株式会社

代表取締役
増田 充孝

半世紀近く葛飾を走り続けている森永タクシー。
2020年の東京オリンピックに向けて新しい取り組みも始まっている。

Q 会社に伺ってやはりというか流石ですが、沢山のタクシー車両を目の当たりにして圧倒されました。敷地内には専用のガスタンクまでありますが、所有のタクシーは200台を超えるのですか。

A 現在所有している車両はグループ3社で255台あります。もちろんすべて会社所有の車なのでこれだけあっても自分の車という感覚はありません(笑)。

タクシー会社の他に東京天然温泉古代の湯、自動車教習所、ボウリング場、ゴルフ練習場を経営しています。介護関連事業も行っています。

これらの会社は先代社長が創業した会社ですが、特に古代の湯は「必ず温泉がでる」と信じて掘り当てた貴重な天然温泉です。なかなか温泉が出なかったのですが、先代社長が「もう少し、もう少し掘ろう」といって、ようやく掘り当てたものです。無事温泉が出て家族一同ホッとしましたのをよく覚えています。

Q 数多くの会社を運営されている葛飾法人会に加入されている会社も数社あると伺っていますが、そのうちの森永タクシー株式会社について聞かせてください。

A 当社の前身は石炭業でしたが、石炭の需要が先細りとなるの

をカバーするため、成長が見込めるタクシー業に移行していきました。会社としては東京オリンピック開催3年前の1961年創業です。順調に推移しましたが、東京オリンピック後のタクシー業界不況を迎えた際には他タクシー会社を買収して車両の数も増えてゆき、現在の森永タクシーグループになりました。

Q そういった環境でどのように過ごされたのでしょうか。

A 将来、会社を継ぐことは決まっていたので、小さい頃から次期後継者として教育されました。しかし、実際社長になって子供の頃に父(社長)を見て思っていたこと

―社長はいつも余裕があつて町のことにも配慮する責任がある―と少しイメージが違いました。とにかく中小企業の社長は忙しい。そして社長には負うべき『責任』があります。会社に対する責任、社員に対する責任などです。

そしてタクシーはだいたい1ヶ月で1台あたり約8km走ります。走る距離が長い分、事故の機会も多くなるため、ドライバーと車両の状態にはいつも気を配っています。

Q 葛飾を歩いている自社のタクシーに会うことはありますか？

A 町を歩いていると自分の会社のタクシーに出会うことが結構あります。ふらふらできません(笑)。

Q いよいよ2020年に東京でオリンピックが開催されますが、森永タクシーではどのような取り組みを行っていますか？

A 基本的なところで、外国の方が増えるので外国語研修を行っています。この他に翻訳などのツールもありますので導入を検討しているところです。また何が起るかわからないので心の準備が大切です。

ただ基本はどのお客様にも等しく優しくお迎えするだけです。

Q 最後に今後の葛飾法人会について一言お願いします。

A 葛飾区内には多くの中小企業があります。中小企業は規模こそ大企業にはかないませんが、大企業にはない良いものがたくさんあります。製造業にしても、タクシー業界といったサービス業においても、すべてが『人』が基礎となっています。

葛飾法人会はそのづくりやサービス業を営む『人』同士がつながる場になって欲しいと思っています。

森永タクシー株式会社

本社 東立石2-24-11 TEL:03-3691-2266(代表)
ホームページ <http://www.morinagataxi.com/>



平成二十八年年度 納税表彰者のご紹介

◆東京都税務功労者主税局長表彰

会長 片岡嘉治
十月三十一日東京都庁において贈呈式が催されました。

◆東京都葛飾都税事務所長感謝状

小菅支部長 菊池忠男
十一月二日かつしかシンフォニービルズ「コンチェルト」において贈呈式が催されました。

◆十一月十七日テクノプラザかつしかにおいて納税表彰式が催され、次の方々が表彰されました。

◆葛飾税務署長表彰

総務委員長 小倉 攻 一
税制委員長 江川 康 夫
金町支部長 星野 幸 雄

◆葛飾税務署長感謝状

東四つ木支部長 鈴木 隆 文
青年部会長 岡部 剛 太
女性部会副部会長 花 島 恵 子

◆葛飾法人会会長表彰

上千葉支部幹事 西 方 二 男
小菅支部 相談役 川 村 栄 治



会長表彰受表彰者の方々の記念撮影

四つ木支部会 計 槻田 保 男
立石西支部長 岩 田 守 正
青戸立石支部長 日 下 部 幸 孝
立石支部 監 事 平 田 充 孝
東四つ木支部 副支部長 茗 荷 茂 伸
女性部会 副部会長 小 川 恵 津 子
女性部会 副部会長 近 藤 紀 子
(敬称略)

十一月二十四日

葛飾税務署関係四団体共催

「税を考える週間」記念講演会

於 テクノプラザかつしか大ホール

二人の副署長が異なるテーマを語り

いつもとは趣向の異なる講演会に

平成二十八年十一月二十四日テクノプラザかつしか二階大ホールにて「税を考える週間」記念講演会が開催され、今年度は葛飾税務署のお二人の副署長が講師となりました。

司会は今年度の当番会である葛飾間税会の瀧澤副会長が務められる。最初金子間税会長の挨拶があり、次いで講師を務める副署長の伊藤寛明氏、三原勝利氏の二名が紹介されました。

最初は、総務担当の伊藤副署長が講師となり、「開かれた税務署に向けた環境づくり」をテーマに行いました。簡単な自己紹介の後、テーマを「来署者の対応、二：税務署関係団体との協調の二つに分けて説明されました。

次いで法人担当の三原副署長が講師となり、「税務行政の現状と課題」をテーマに講演しました。我が国の税務行政の現状と課題についてパワーポイントを用いて、スクリーンに映し出された画面を見ながらの講演でした。テーマについて話された後は、前任の広島局鳥取税務署勤務時代での出来事や生まれ故郷の鳥根県でのエピソードを語られました。

鳥取県は日本で四十七番目に有名な県との自虐的な言い回しから始まりましたが、「スタバはないけどスナバはある」、「新幹線は走っていないが【新甘泉】鳥取で開発した梨の品種」はある」など鳥取県の「お国自慢」を披露しました。この後も名探偵コナン生みの親の生誕地であることや境港の水木しげるロードなどを紹介して鳥取県をアピールされました。

講演会当日は五十四年ぶりといわれる十月での降雪の中で行われ悪天候ではありましたが、ユーモア溢れ、終始和やかな雰囲気の中で講演が進められました。

定刻となり司会者が講演会の終了を告げ、一時間三十分間の講演会を無事終えることができました。講演を終えた後も会場内では盛大な拍手が何時までも止みませんでした。



私の 今岡町直

副会長

矢部文雄

・さつきから（町直）蒐集へ

盆栽を始めたのが、二十三歳の頃さつきからで、やがて盆栽へ、そして今は小鉢の蒐集のみを趣味としています。

町直鉢の蒐集は、浅草の縁日で辰砂釉の小鉢を買ったのが始まりです。その時は鉢の美しさに町直の作品とは知らずに、鉢の美しさに魅せられて買いました。帰宅し改めてよく見ると「町」の落款がある。それ以来、町直を意識して集めるようになりました。

沐雨や東福寺を集めたこともありましたが、他の鉢は手放すことがあっても、町直だけは手放したことはありません。

・町直の魅力

これほどまでに町直に惹きつけられたのは、一体どんな魅力ゆえだったのかというと、釉薬にあったと思います。私の好きな色は辰砂釉薬と言っても同じものはひとつとしてありません。形・大きさはもちろんのこと、窯変によってさま

ざまに発色が変化し、違った顔をのぞかせます。その多様さに変化する釉薬の奥深さが魅力なのだと思えます。

町直を見つければ買っていったという時期もあり、現在所有している数は五〇〇枚以上あります。これだけの数ですが、まとめ買いはせず、ゆっくりと時間をかけて一枚ずつ集めてきたものです。

よって町直一枚一枚、どこで買ったものとか、どのように見つけたものとか、鉢全てに思い出を持っていきます。これからも新しい町直との出会いを楽しみにしています。そして近い将来、全ての町直鉢が飾れる展示スペースを持ちたいと考えています。



法人会活動レポート

第3地域事業部

11月18日

「税務研修と日本の話芸」を終えて

第3地域事業部主催「法人会と区民の集い」は青戸のテクノプラザかつしか2階大ホールにて開催。安達和彦亀有支部長の司会により、鈴木三津雄白鳥支部長の開会宣言でスタート。山本副会長の挨拶に続き、黒田前地域事業部長が本事業の発展の経緯を披露して開会した。

第1部は、葛飾税務署森川上席調査官による「消費税」についてその仕組みと今後の展望について分かりやすく説明していただいた。

続いて、第2部は日本の伝統話芸である「落語の夕べ」。

前座の三遊亭じゅうべいさんは、スウェーデン出身とか。まだまだ、たどたどしい日本語で「つる」を演じ、続いて柳家小猿治師匠がいつもの巧みな語り口で「堪忍袋」というお題を演じてくださった。

最後は、三遊亭好楽師匠が「親子酒」を演じ、客席を大いに唸らせた。

次いで、女性部会と青年部会より日頃の活動紹介と入会の勸奨の後、森屋和浩四つ木五支部長による閉会の辞をもって第2部を締めくくった。

第3部は、大塚喜司青戸東支部長の名司会により、懇親会がスタート。冒頭、片岡会長が乾杯のご発声。高校生の三味線姉妹「葵と楓」が会場を盛り上げ第2部の演者も加わり来賓、会員及び参加区民の交歓の場として大きな賑わいを見せた。

近藤勝彦亀有南支部長（第3地域事業部長）の閉会の挨拶を最後に、無事本事業の終了となりました。



第7地域事業部

12月3日

少年野球教室

当日は晴天に恵まれ穏やかな日和のもと、片岡会長、関口相談役にご出席いただき、第7地域事業部の役員25名、また球友会の方々の協力のもと無事に開催し、実行することが出来ました。

当日は、午前8時には受講生の少年達が野球場に集合し、十分な準備運動を行い開会式を迎えました。開会式には講師としてお招きした元巨人軍選手の松本匡史氏・定岡正二氏・駒田徳広氏、本部役員そして球友会の幹部の皆さんが揃い、また受講生の少年達は、各野球チーム毎に整列し、読売情報開発の担当者の司会進行にて滞りなく行われました。少年達は9チーム約200名（他低学年100名）の選手が参加されました。少年達の御父母の皆さん、一般の方々も多数見学されました。見学者には法人会のパンフレット、大同生命保険様・大東京信用組合様より寄付して頂いた粗品を手渡し、大いに法人会のピーアール活動を行いました。

開会式後は、小学校低学年、高学年、中学生に分かれキャッチボールから始まり、投手・内野手・外野手・打撃の実技指導に入り、各講師の熟のに入った指導のもと、少年選手達も技術習得の為真剣に受講し、松本講師には特に低学年の指導を易しく指導して頂きました。

閉会式では、法人会第7地域事業部より選手代表に記念品を贈り、球友会会長並びに少年代表より感謝の言葉をもらい終了となりました。

その後、講師、法人会役員、球友会代表の皆さんで、昼食会を行いました。

当日は、読売新聞東京本社、城東タイムズの取材をうけ、読売新聞は翌4日の朝刊江東版に記事として報道されました。また、城東タイムズは後日掲載されました。

「少年野球教室」開催に関し、ご協力頂きました皆様に深く感謝申し上げます。



法人会活動レポート

立石支部

1月8日

新春ウォーク



第9回立石新春ウォークの受付のお手伝いをし、100名を超える参加者で柴又へと向かいました。

女性部会

12月1日

フラワーアレンジメント



今回のフラワーアレンジメントはクリスマスリースなので、クリスマス時期に飾れるよう開催時期を月初めに設定。中村担当副会長、堀切部会長他24名が参加。講師は青戸地区在住の行木君江先生にお願いいたしました。



記事の詳細はホームページをご覧ください。
開催日時をクリック頂くと、全ての記事をご覧くださいいただけます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

納税には**ダイレクト納付**が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

電子申告で
効率UP!



e-Taxを利用して
所得税及び復興特別所得税
の申告をすると
こんなメリットが！

添付書類の
提出省略⁽¹⁾

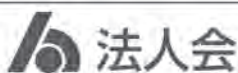
還付が
スピーディー

(1)E)法定申告期限から5年前 課税等
から還付の届出又は提示が求め
られることがありません。

【所得税など個人の確定申告書を作成される方へ】

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば申告書を作成することができます。作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを準備すれば、自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中はe-Taxが**24時間利用**^{*}できます。^{*}メンテナンス時間を除きます。



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス

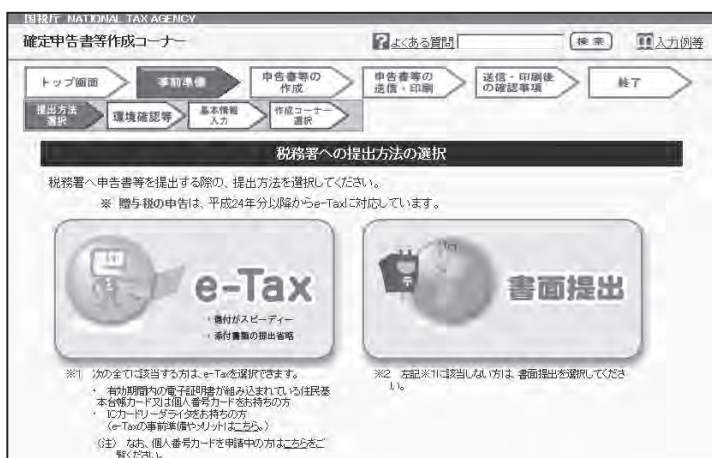
検索

www.e-tax.nta.go.jp

葛飾税務署からのお知らせ

国税庁 HP の「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください！

国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」では、画面の案内にしたがって金額等を入力することで、所得税、消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書等を作成することができ、印刷すれば添付書類を同封して郵送で税務署に提出することができます。



「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成すれば

- 税額などが自動計算されるので計算誤りなし！
- 事前に申告書用紙を準備する必要なし！
- 税制改正にも対応！

詳しくは

確定申告

検索

お問い合わせは

ナビダイヤル 0570-01-5901

(月曜～金曜 9時～17時)

※平成 28 年分の確定申告書は1月上旬から作成可能となる予定です。詳細は国税庁HPでご確認ください。

平成 28 年分確定申告書の作成会場を開設します！

開設期間	会場	所在地	時間
平成 29 年 2 月 9 日 (木) ～3 月 15 日 (水) ※土、日曜日を除きます。ただし、2 月 19 日 (日) 及び 2 月 26 日 (日) は開設します。	葛飾税務署	葛飾区 立石 8-31-6	【受付】 午前 8 時 30 分から (提出は午後 5 時まで) 【相談】 午前 9 時 15 分から午後 5 時まで

- 上記期間以外は、葛飾税務署の申告書作成・相談会場はありませんのでご了承ください。
- 葛飾税務署の駐車場は狭いため、車での来署はご遠慮ください。
- 会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切る場合がありますので、なるべく午後 4 時頃までにお越しください。また、混雑の状況によっては長時間お待ちいただくこともありますので、あらかじめご了承ください。
- 3 月 6 日 (月) 以降は、大変な混雑が予想されますので、確定申告のご相談はお早めに。
(還付申告の方は、2 月中のご相談または便利な国税庁ホームページをご利用ください。)

【問合せ先】 〒124 - 8560 葛飾区立石 8-31-6 TEL03 (3691) 0941 (代表)

※お電話は、自動音声によりご案内しており、担当者がご用件にお答えします。

※葛飾区以外にお住まいの方は、管轄の税務署へお問い合わせください。



申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

- ◎ 税務署では本人確認を行いますので、申告書を提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。
- ◎ 郵送で申告書を提出する場合は、マイナンバーカード(個人番号カード)の表面及び裏面の写し、又は番号確認書類と本人確認書類の写しを添付してください。

○ 本人確認を行うときに使用する書類の例

マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方

- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。
マイナンバーカードの写しで本人確認を行う場合は、表面及び裏面の写しが必要です。

マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちでない方

- 以下の番号確認書類と身元確認書類が、それぞれ1つずつ必要となります。

番号確認書類(ご本人のマイナンバーを確認できる書類)

- ◎ 通知カード ◎ 住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限ります。)などのうちいずれか1つ

身元確認書類(記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類)

- ◎ 運転免許証 ◎ 公的医療保険の被保険者証 ◎ パスポート
- ◎ 身体障害者手帳 ◎ 在留カードなどのうちいずれか1つ

マル経融資のご案内

無担保・無保証・手数料無



金利 **1.25%** (平成28年12月9日現在)

葛飾区より3年間、支払利率の**50%**が補助されます

- 融資対象 従業員20人以下の法人・個人事業主の方
(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下)
- 融資限度額 2,000万円
- 返済期間 運転資金7年以内/設備資金10年以内
- 必要書類 2期分の決算書及び確定申告書の写し等
- 相談時間 平日 9:30~12:00 13:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)

※本制度の取扱いは、平成29年3月31日の日本政策金融公庫受付分までとなります。

【お問合せ】

東京商工会議所 葛飾支部
葛飾区青戸 7-2-1
テクノプラザかつしか 3F
TEL : **3838-5656**
<会員・非会員問わずご利用いただけます。>

専門家による窓口相談

無料・要予約

	行政書士	弁護士	税理士	社会保険労務士	相談時間 13:00 ~ 16:00
11月	お休み	9日(水)	15日(火)	28日(月)	
12月	1日(木)	14日(水)	20日(火)	お休み	
1月	5日(木)	11日(水)	10,17,24,31日(火)	23日(月)	
2月	2日(木)	8日(水)	7,14,21,28日(火)	27日(月)	
相談例	許可申請・定款作成・ビザ取得	リース取引・連帯保証・債権回収	記帳・消費税の課税申告書作成・相続税	労働保険・就業規則の作成	

葛飾都税事務所からのお知らせ

TEL. 03-3697-7511

認定長期優良住宅を新築した場合 固定資産税が減額されます

減額の対象となる住宅

- ①平成 30 年 3 月 31 日までの間に新築された住宅であること
- ②「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第 10 条第 2 号に規定する認定長期優良住宅であること
- ③居住部分の床面積の割合が当該家屋の 2 分の 1 以上であること
- ④1 戸あたりの床面積が 50 ㎡以上 280 ㎡以下であること（ただし、貸家の用に供する一戸建て以外の住宅については、40 ㎡以上 280 ㎡以下）

減額される期間・税額

減額される期間 新たに固定資産税が課税される年度から 5 年度分（3 階建以上の耐火・準耐火建築物については 7 年度分）

減額される税額 当該住宅の固定資産税額（居住部分で 1 戸あたり床面積 120 ㎡相当分までを限度）の 2 分の 1 が減額

減額を受けるには、住宅が新築された年の翌年（1 月 1 日新築の場合はその年）の 1 月 31 日までに、減額の申告が必要です。詳しくは当該住宅が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

なお、23 区外の住宅については、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。



23 区内に土地をお持ちの方へ

住宅用地の申告はお済みですか？（23区内）

～住宅用地は、固定資産税・都市計画税が軽減されます～



住宅用地とは	住宅の敷地として利用されている土地
申告が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅を新築・増築した場合 ○ 住宅の全部または一部を取り壊した場合 ○ 住宅を建て替える場合 ○ 家屋の全部または一部の用途（利用状況）を変更した場合 ○ 土地の用途（利用状況）を変更した場合 ○ 住宅が災害等の事由により滅失・損壊した場合
申告方法	「固定資産税の住宅用地等申告書」等に必要事項をご記入のうえ、土地が所在する区にある都税事務所の土地班に提出してください。
申告期限	平成 29 年 1 月 31 日（火）

【お問い合わせ先】土地が所在する区にある都税事務所の土地班

葛飾区役所・税務課からのお知らせ

葛飾区立石5-13-1 TEL. 03-5654-8550

平成 29 年度から適用される主な住民税（特別区民税・都民税）の改正

1 給与所得控除の見直し（上限額の引き上げ）

給与所得控除の見直しがされ、給与所得控除の上限が適用される給与収入 1,500 万円（控除額 245 万円）を「平成 28 年分は 1,200 万円（控除額 230 万円）に、平成 29 年分以後は 1,000 万円（控除額 220 万円）に引き下げる」こととされました。

○給与所得控除上限額の変更

	現行(平成 26 年度から 28 年度住民税に適用)	平成 29 年度住民税に適用	平成 30 年度以降の住民税に適用
上限額が適用される給与収入	1,500 万円	1,200 万円	1,000 万円
給与所得控除の上限額	245 万円	230 万円	220 万円

2 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化

日本国外に居住する親族（国外居住親族）に係る扶養控除等の適正化の観点から、所得税の確定申告や個人住民税の申告等において、国外居住親族に係る扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除・障害者控除（16 歳未満の扶養親族含む）の適用を受ける者は、「親族関係書類及び送金関係書類を添付又は、提示をしなければならない」こととされました。

3 金融所得課税の一体化

これまで公社債等については、利子・譲渡・償還によって課税の仕組みが異なっていましたが、平成 25 年度税制改正において、税負担に左右されずに金融商品を選択できるよう、異なる税率等の課税方式の均衡化を進める観点から、株式等の課税方式と同一化することとされました。

また、特定公社債等の利子及び譲渡損益並びに上場株式等の金融商品間の損益通算範囲を拡大し、3 年間の繰越控除ができることとされました。

4 公社債の課税方式の変更

公社債については、特定公社債等と一般公社債等に区分した上で、課税方式が変更されます。

5 損益通算・繰越控除・分離課税制度の改組

従来可能であった「上場株式等」と「一般株式等（未上場株式等）」の間での損益通算ができなくなります。

■ 表紙のイラストについて ■



新しい年が始まりました。
表紙の家族が歩いているのは高砂小橋です。どことなくかつしかハーブ橋に似ています。

塔から斜めにケーブルが貼られているこのような橋を「斜張橋」と呼ぶそうです。

柴又から高砂を経て青戸方面に至るルート上にありますが、帝釈天に初詣にでも行った帰りでしょうか。

高砂小橋の北側で中川と新中川と二手に分かれますが、このような「川のY字路」が見られるのは、川と橋が多い葛飾ならではの風景です。

橋の上から眺めるY字路の上には大きな空が広がり、散歩をしているとパッと視界が開け、とても気持ちいいものです。

新しい年の初めに、葛飾の川と橋をめぐるウォーキングなどするのも良いかもしれません。

それでは、今年もみなさまにとって実り多い一年でありますように。
イラスト：かつしかけいた

編 集 後 記

明けましておめでとうございます。

新しい年が始まりました。広報誌がお手元に届くのは陸月の末、お正月気分を充分楽しまれた後ではないかと……。

本新春号には、新年のご挨拶にて本年の抱負・思いが行間に溢れております。ご熟読をお願い申し上げます。

葛飾法人会広報委員会と致しましては、本年は初心にかえって精進するつもりでございます。会員皆様のお声を広報誌を通じて発信してまいりたいと考えております。どうぞ皆様の声をお聞かせ下さい。

小生、年末TV、除夜の鐘、吉例浅草マラソン、一族郎党20名のニューイヤーパーティー、箱根駅伝応援（特に5区の選手がゴールした後、走ってきたコースに深く頭を下げた姿に胸キュン）、福袋アメ横徘徊、賀詞交歓会、表敬訪問、寅さんにご挨拶、キャプテン翼カップ、新年会の後の新年会等々……お正月を満喫。

今年の干支（丁酉 - ひのととり）は変化の年、波乱万丈 2017年スタートです。今年も良い年になりますように。

（広報委員長 細谷政男）

◆ 説明会のご案内 ◆

決算法人説明会		
開催日	時間	場所
3月2日(木)	13:30~16:00	葛飾法人会館
3日(金)		
4月5日(水)	13:30~16:00	葛飾法人会館
5月10日(水)	13:30~16:00	葛飾法人会館
6月7日(水)	13:30~16:00	葛飾法人会館
新設法人説明会		
1月30日(月)	13:30~16:00	葛飾法人会館
4月12日(水)	13:30~16:00	葛飾法人会館

税務相談

月1回、1時間まで無料!

葛飾法人会では税に関する相談を個別に行っています。まずは法人会事務局へご連絡ください!

☎ 3693-3744

申し込み後、日時等をご相談の上決めさせていただきます。相談は原則として葛飾法人会館で行い、東京税理士会葛飾支部の税理士が相談に応じます。

※時間を超えてご相談になられた場合、超過時間につきましては相談者のご負担になります。

帰る時に事務局にお支払ください。料金は30分につき5,000円と消費税になります。

かつしかの窓
Vol.367

平成29年1月25日発行

発行所 公益社団法人 葛飾法人会
葛飾区立石7丁目29番2号 TEL3693-3744 FAX3693-3906
URL <http://www.katsuhou.net> E-mail: info@katsuhou.net

発行人 片岡嘉治 編集人 細谷政男

葛飾法人会員の方は法人税申請書別表一(一)の上部欄外の右上部分にこのシールを貼ってご提出ください。(OCR用紙には貼らないでください。)

 公益社団法人 葛飾法人会員

女性部会主催

第7回「税に関する絵はがきコンクール」表彰式

本部のご協力のもと葛飾税務署、葛飾都税事務所、葛飾区、葛飾区教育委員会、租税教育推進協議会、東京税理士会葛飾支部のご臨席を賜り、片岡会長はじめ役員各位、女性部会の皆様そして参加校校長先生、引率の先生、保護者の方々大勢のご出席を賜り表彰式が開催されました事、まことにありがとうございます。

今年度は19校、973



作品の応募をいただき大会議室壁面いっばいに作品を飾らせて頂きました。

受賞児童さん達は緊張した面持ちでしたが、記念撮影に入りますと、笑顔がこぼれ嬉しそうでした。展示作品も先生、保護者の方々と楽しそうに見ていました。

「税に関する絵はがきコンクール」は法人会の基幹事業の一つになっております。

本部役員の方々、女性部会役員、会員の皆様のご協力ご支援に感謝申し上げます。



＊優秀賞＊ (16作)



西小菅小 6年
鈴木雄太郎



小松南小 6年
久保 遥



花の木小 6年
郷原 理子



よつぎ小 6年
近藤京之介



こすげ小 6年
江藤 陽子



松上小 6年
淡路 和希



清和小 5年
斎藤 葵



柴原小 6年
梅 悦佳



柴原小 6年
藤田凜太郎



南綾瀬小 6年
伊藤 柚香



東金町小 6年
カラダンダーリンレイス



西亀有小 6年
谷治 龍



柴又小 6年
松本 歩美



柴又小 6年
加藤 瑞菜



北野小 6年
浜野 翼



よつぎ小 6年
筒井 太晴

第7回 税に関する絵はがきコンクール

◇ 入賞作品のご紹介 ◇

✧ 葛飾法人会長賞 ✧



梅田小 6年
福田 ひな

✧ 葛飾税務署長賞 ✧



小松南小 6年
薛 晶華

✧ 東京都葛飾都税事務所長賞 ✧



西亀有小 6年
磯山 陽向

✧ 葛飾区教育委員会教育長賞 ✧



上小松小 5年
丸山 心優

✧ 葛飾租税教育推進協議会長賞 ✧



小松南小 6年
禿下凜々子

✧ 東京税理士会葛飾支部長賞 ✧



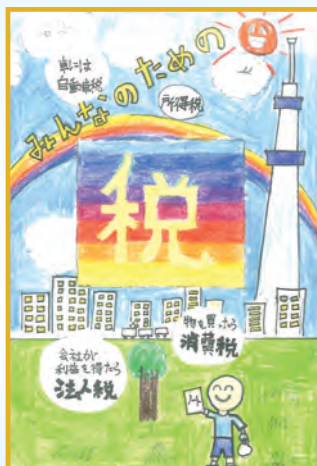
清和小 5年
加藤 瑚珀

✧ 葛飾区長賞 ✧

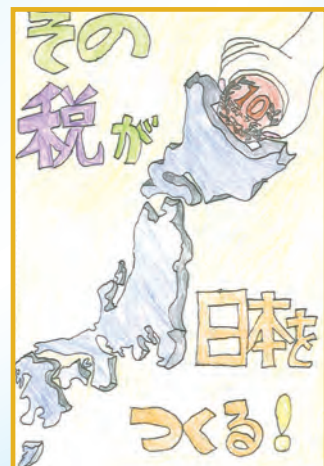


西小菅小 6年
栗原 美遥

✧ 葛飾法人会女性部会長賞 ✧ (2作)



小松南小 6年
三船桐太郎



よつぎ小 6年
高比良初香